

茨城県最低賃金と茨城県特定（産業別）最低賃金改正のお知らせ

茨城県内で働く労働者とその使用者に適用される最低賃金が、下表のとおり改正されました。

最低賃金名	時間額	効力発生日
茨城県最低賃金	1,074円	令和7年10月12日
茨城県特定最低賃金	鉄鋼業	1,166円 令和8年3月1日
	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業(機械器具製造業等)	1,105円 令和8年3月1日
	計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業(電気・精密機械器具等製造業)	1,115円 令和8年3月19日
	各種商品小売業	1,074円 改正なし (令和7年10月12日から茨城県最低賃金が適用)

労使双方が合意した上で「最低賃金額」未満の賃金で労働契約を結んでも、法律により、その賃金は無効とされ、最低賃金額で契約したものとみなされます。

<お問合せ先>

茨城労働局 賃金室 (TEL029-224-6216) 又は最寄りの労働基準監督署へ



最低賃金

最低賃金は、暮らしの支えです。

茨城県は 使用者も、労働者も 必ずチェック



↑茨城県労働局
ホームページへリンク

1,074円

時間額

最低賃金制度の
マスコット
チェックマン



発効日:令和7年10月12日

※特定の産業には特定(産業別)最低賃金が定められています。

茨城県の特定(産業別)最低賃金				
産業名	鉄鋼業	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業(機械器具製造業等)	計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部品製造業(電気・精密機械器具等製造業)	各種商品小売業
最低賃金額(時間額)	1,166円	1,105円	1,115円	1,074円 令和7年度改正なし(茨城県最低賃金適用)
発効日	令和8年3月1日		令和8年3月19日	

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。詳しくは、茨城県労働局のホームページをご覧ください。

賃金引上げ支援策

生産性向上を支援する「業務改善助成金」や非正規雇用労働者の処遇改善を支援する「キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)」などの賃上げ支援策の詳細はHPをチェックしてください。

厚生労働省HP
賃上げ支援助成金パッケージ



専門家による無料相談を実施しています

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターへご相談ください。

働き方改革推進支援センターHP



パートナーシップ構築宣言

発注者と消費者の皆様も価格転嫁にご理解を!

パートナーシップ構築宣言用紙



茨城県労働局・労働基準監督署・(一社)茨城県労働基準協会連合会・(一社)茨城県経営者協会
茨城県中小企業団体中央会・茨城県商工会議所連合会・茨城県商工会連合会・日本労働組合総連合会茨城県連合会